

建物を新築・増築した皆さん
固定資産税の家屋調査に
ご協力を

市 税 務 課

住宅、倉庫、事務所、店舗
など、建物を新築・増築する
と、固定資産税(市街化区域内
では固定資産税と都市計画税)が
新たに課税されます。

この固定資産税の税額を計
算するために、市税務課の職
員が建物の調査に伺います。
建物の外観とともに、各部屋
を拝見しますので、必ず建築
主か、家族のどなたかの立ち
会いをお願いします。調査時
間は、30分から1時間程度で
す。調査の際に、建物の平面
図・立面図などの図面や、仕
様・設計書、建築確認申請書
などをご用意いただくと、よ
り正確で短時間で調査ができ
ます。

留守がちなお宅は、事前に
都合のよい日をお知らせくだ
さい。調査日時を調整します。
また、以前から課税されて
いる建物を取り壊したときや
用途を変更した場合などは、
必ず届け出てください。
問い合わせ先 市税務課資産
税係 ☎30-6138番、F
AX22-13988番

就学義務猶予免除者等の
中学校卒業程度認定試験
園教育委員会学校教育課
受験資格 次の①～④のい
れかに該当する人
①就学義務猶予免除者または
就学義務猶予免除者だった
人で、平成23年3月31日ま
でに満15歳以上になる人
②保護者が就学させる義務
の猶予または免除を受けず、
平成23年3月31日までに満
15歳に達する人で、その年
度の終わりまでに中学校を
卒業できないと見込まれる
ことについて、やむを得な
い理由があると文部科学大
臣が認められた人
③平成23年3月31日までに満
16歳以上になる人
※①、④に該当する人を除く
④日本国籍を有しない人で、
平成23年3月31日までに満
15歳以上になる人
試験日 11月2日(火)
試験会場 園大津合同庁舎
7B会議室(大津市)
願書提出先 文部科学省
願書受付期間 8月20日(金)～
9月7日(火)(郵送の場合は9
月7日(火)の消印有効)
問い合わせ先 園教育委員会
学校教育課 ☎077-52
8-4576番

10月分から翌年3月分ま
での保険料を口座振替で
6か月前納にすることお得

彦根年金事務所

10月分から翌年3月分まで
の6か月分の国民年金保険料
を、口座振替でまとめて納付
(6か月前納)すると、保険料が
8万9,570円となり、毎月
1万5,100円を納付する
よりも1,030円お得で
す。ぜひご利用ください。
申し込みは8月末までにお
願います。引き落とし日は
11月1日(10月末日が日曜日の
ため)です。なお、現在口座振
替による毎月納付を利用して
いる人が、6か月前納を希望
する場合は、あらかじめ口座
振替方法の変更手続きが必要
です。

問い合わせ先 彦根年金事務
所 国民年金課 ☎23-1111
4番、FAX23-9038
番



水道メーターの取替について

市水道部業務課

広報ひこね7月1日号でお
知らせしたとおり、検定満期
を迎える水道メーターの交換
を、8月から11月に行います。
取替作業は彦根市の負担で
行い、作業は左の従事者証を
携帯した人が行います。

なお、該当する人または、
事業所には、事前にはがきを
送付します。
問い合わせ先 彦根市上下水
道料金お客様サービスセン
ター(受託事業者 ㈱エコス
ティサービス) ☎27-280
2番、FAX27-2803
番、市水道部業務課 ☎22-1
722番、FAX24-40
54番

量水器取替業務従事者証

受託会社 ○○○○
氏名 ○○○○
有効期限 ○○○○～○○○○

上記の者は、彦根市上下水道・有効期限満了量水器
取替業務の受託者(㈱エコスティサービス)が選任した
従事者であることを証明します。

平成○○年○○月○○日
彦根市水道部 印

労働時間等相談センターが
開設されました

滋賀県社会保険労務士会

4月から、過重労働による
健康障害の防止や、長時間労
働の抑制、仕事と家庭の調和
を図ることを目的として「労
働時間等相談センター」が開
設されました。

事業主、人事担当者、一般
労働者を対象に、社会保険労
務士が長時労働や職場の安全
衛生管理などに関する相談に
応じます。
相談場所 エルティ932
4階(草津市JR草津駅東口)
相談時間
月～金曜日 午後2時～同8
時
※対面相談は午後5時まで
土曜日 午後1時～同6時
※対面相談はなく、電話相
談のみ

相談電話番号 フリーダイヤ
ル ☎0120-08-174
4番(通話料無料、携帯電話
不可)、ナビダイヤル ☎05
70-08-1744番(通話
料有料、携帯電話可)

子ども手当
申請がまだの人は早くで
手続きしてください

4月から「子ども手当
制度」が始まりました。子
ども手当は、中学3年生
修了まで(15歳到達後最初
の3月31日まで)の子ども
を養育している人に支給
されます。

4月1日時点で、新たに
子ども手当制度に該当す
ると思われる世帯には、4
月下旬に手続きの案内を
送付しました。まだ申請が
済んでいない人は、急いで
手続きをしてください。9
月末までに手続きをして
いただいた場合、4月分か
らの手当を受給すること
ができます。

ただし、4月1日以降
に転入した人や出生など
で対象となった人は、申
請した日の属する月の翌
月分からしか受給できま
せん。

なお、単身赴任などで、
子どもが彦根市にいない
人(子どもと別居している
人)には、案内を送付して
いません。案内が届いて
いない人で、子ども手当
制度に該当すると思われる
人は、お問い合わせくだ
さい。子ども手当は、子
どもの住所地ではなく、
養育している人の住所地
で申請することになりま
すのでご注意ください。
※公務員(独立行政法人な
どを除く)の人は職場で
の手続きとなりますの
で、勤務先にお問い合わせ
ください。

問い合わせ先 市保険年
金課 ☎30-6136番、
FAX21-2220番

彦根市防災訓練

日時 8月28日(土) 午前8時30分～同11時30分
主会場 鳥居本小学校グラウンド(鳥居本町)

防災意識を高めよう

大雨と大規模地震の発生
による被害を想定した防災
訓練を行います。
主催の鳥居本小学校で
は、住民の避難・誘導訓練
や地震体験、バケツリレー
など、さまざまな訓練を、
参加した皆さんに体験して
いただきます。

また、災害時における水
道・ガス・電気などのライ
フライン機関の応急復旧訓
練、消防機関が行う火災防



土のうを積み水防訓練

主な訓練内容

避難訓練、初期消火訓練
(バケツリレーなど)、水防訓
練(土のう積みなど)、負傷者
の救出・救護訓練、ライフラ
インの復旧訓練、火災防ぎ
よ訓練、救援物資の搬送訓
練、炊き出し訓練、起震車
による地震体
験、応急救護
所設置、非常
食の試食、水
消火器体験、
災害ポランテ
ィアセンター
の設置訓練
など

訓練参加機関

彦根市消防団、近隣各自
治会、近隣各自防炎組織、
彦根市地域婦人団体連絡協
議会、ひこね災害ポランテ
ィアネットワーク、各ライ
フライン関係機関、各防災
関係機関、エフエムひこね
コミュニティ放送(株) ほか
問い合わせ先 市総務課危
機管理室 ☎30-6150
番、FAX22-13988番



バケツリレーによる消火訓練